

附 録

大正十二年の震災

大正十二年九月一日午前十一時五十八分……、その刹那帝都を中心とし東京、神奈川、静岡、千葉、埼玉及山梨の一府五縣に涉りて、前古未曾有の大地震襲來せり。

其震動激烈を極め、家屋の倒壊、人畜の死傷等被害算無く、京濱其他の市邑は猛火に包まれ、忽ちにして荒涼たる一大焦土と化し、餘震連續、交通及通信機關は全く杜絶し、僅かに残せる中央沿線なる東京電燈會社發電所の送電線一本に命脈を保ち東京方面本郡間等辛ふじて激震當時の情報をも相通するを得たるの凄況を呈せり。

加之、不逞鮮人の猛襲、囚人暴行、強震再來等流言は流言を産み、蜚語は蜚語を傳へ、罹災地に於ける一般民衆は不安の念に驅られつゝ、道路其他に天幕を張り戦々兢兢としてバラック式の露營に殆んど數日數夜を費せり。

即ち、政府にては直ちに緊急閣議を開き、罹災民救護のため救護費九百六十萬圓(同月十七日更に一千六百六十萬圓を追加せり。)を支出し

臨時震災救護事務局(麹町櫻田町内)を設け、内閣總理大臣を總裁として其他關係各委員を挙げこれが善後策に遺憾なきを期し、且震災地の治安維持のため即刻戒嚴令を布きて軍隊の警戒に任せ、災後の不安と流言蜚語に惑はざる混亂防除に努め、必需品のためには非常徴發令を公布し、暴利取締令、物資供給令、罹災地租税の減免又は徵集猶豫令其他公布あり、人心騒然たる折柄果斷を以て疾風迅雷的に適切なる施設をなせり。

三日、攝政宮殿下は御憂慮の餘り、山本首相を赤坂離宮に召され優渥なる御沙汰と共に御内帑金一千萬圓を下賜せらる。

今回稀有ノ大地震東京及近縣ヲ襲ヒ之ニ加フルニ大火ヲ以テシ其慘害甚タ大ナルハ實ニ國家生民ノ不幸ナリ予ハ其實況ヲ見聞シテ日夜憂戚シ殊ニ罹災者ノ境遇ニ對シテハ心深ク之ヲ傷ム茲ニ内帑ヲ頒チテ其苦痛ノ情ヲ慰メントス官民其レ協力シテ適宜應急ノ處置ヲナシ以テ遺憾無キヲ期セヨ

斯くて、遷都五十六年の後世界文化の粹を集めしわが大東京並に横濱其他罹災地區は自然の凶暴に躪られ、國家の前途に一大暗影を投げ恰も致命的たる外觀は一に再び起つを得ざるの窮狀を以て評されしが、内面充實せる我同胞の意氣は一致協力克く救護の實を挙げ、剩へ優渥なる大詔を奉戴し専心淬礪、日を追て其復興を實現し、又期せずして臻れる列國よりの同情は有形無形を齎らしつゝこれが促進をなせり。

本縣にては震災突發に際し救護の事務を處理するため、臨時震災救護部を設け事務所を山梨縣廳内に置き、内務部

長を委員長とし、警察部長を副委員長とし其他各委員、知事の指揮を受けて事務を執掌するの職制を定められ、九月六日より實施さる。

次で、同月十四日本縣よりは左の訓令ありたり。

訓 令

山梨縣訓令甲第四十一號

郡役所 市役所 町村役場 縣立學校 小學校

這回ノ震災ハ未曾有ノ大慘事ニ屬シ其凄慘ナル眞ニ言語ニ絶スルモノアル 聖上深ク御軫念アラセラレ畏クモ大詔ヲ煥發セラレテ衆庶ノ嚮フ所ヲ示サセ給ヘリ

迅ニ之ヲ一般ニ周知徹底セシメ官民協心戮力 聖旨ヲ奉戴シテ奉公ノ至誠ヲ竭シ能ク其舉措ヲ謬ラズ萬遺算ナキヲ期スベシ

大正十二年九月十四日

山梨縣知事 大海原重義

本郡亦此圈内に在り。幸に大火災の厄を免れしと雖も、震災に伴ふに水災を以てし其被害甚大たり。即ち、本誌編輯時中に屬せしを以て特に概要を掲げ附録とす。

時維れ九月一日、午前十時頃夜來の驟雨は全く霽れ、變態的氣温の漸騰と共に、同十一時五十八分激烈なる一大地

震は襲來し猛威を振へり。

殊に、東端上野原町に在つては此日所定の市日にあたり、一層混鬧を極め、警察署、郵便局、學校、縣工業試驗場上野原分場等の建築物を始め其他各商店民屋壁墜ち軒傾き、殆んゞ全滅に等しき街頭を右往左往に狼狽せる状態は眞に阿鼻叫喚の修羅場たりき。

水道の鐵管は到る處破壊され、井戸水は濁濁し、各店舗にての日用品販賣も休止の姿に歸し、剩へ停電の爲め暗黒世界と化せしより何れも生ける心地なく、唯々天のなせる惨況に呆然自失の怨を啣てるのみ。

上野原町金佛横町入口なる高二間餘の大萬靈塔は二つに折れ其西側井上廣吉商店先に顛落。

巖村八ツ澤發電所山上なる水槽附近の大鐵管は破裂して、物凄き唸りと共に數十丈の中空に水烟を吹き立て、附近の住民をして一層戰慄せしめたり。

巖村二六〇番戸森太郎孫小侯寛(一九)は同村川合地内馬道千番地水車小屋に至らんとし入口にて上方の崖崩壊し石塊のため頭部に裂傷を負ひ即死。七保村小金澤居住黒部吉太郎内縁妻鈴木まつ及同人長女鈴木なつ又慘死し、上野原町字向風下菓子商水村大助内縁妻中島たき(四六)は行商の途中欄原村字山の神附近にて岩石の下敷となり無慘の死を遂げ、嶋田村字田ノ入内藤明德方飼馬一頭壓死、尙大錫村富濱村にては金潰各七戸、大目村にては半潰三十九戸其他郡下に亘り多數の被害戸數、又は傷者等をも簇出せり。

中央沿線、國縣道其他各村道又は橋梁橋詰、築堤、各村所在の山林等何れも崩解、壞廢、或は龜裂等を生ぜざる個所無く、電話、電線柱の倒壞等も多數に上り、交通通信全く杜絶し、各郵便局にては「郵便電話不通、復舊期不明」等の告示を掲ぐるに至れり。

各小學校は當日夏季休業後の開校式を終へ兒童の退散後なりしを以て幸に死傷等の厄を免れしが、各校舎其他の災害は又甚しく、殆んゞ兒童の收容に難く、爲めに臨時休業等の止むなきものをも出せり。

而して、此日午前九時四十六分飯田町を發し甲府に向ひし下り列車は淺川驛を發車せし頃此椿事に遭ひ運轉不能となり、旅客は小原村附近にて下車し徒歩旅行を覺悟せしが、疲勞甚しく漸く上野原町に辿り着き、同地消防組の厚意に依り同町新町東山菊太郎(消防組第一部長)方庭先に一大露營を張り、新潟縣田中市次氏を始め其他多數の旅客は相踵いで同所に一夜を明かせり。

此變災突發するや、猿橋及上野原警察署にては署員の總動員を行ひ、又各消防組は警鐘を亂打して不時呼集をなし、火防其他の警備に奔勞し、且特に米穀其他日用品販賣業者等に對し物價調節其他需供關係等に就き所轄署にては専ら所要の心得訓示方留意する所あり。

北都留郡役所にては又、郡長以下課員餘震頻々たる危険を冒して各所に出張し慘狀視察と共に應急施設を警めり。偶々、本縣大竹學兵課長は學事調査のため、此日巖村澤松小學校へ出向此事變に遭ひ、辛うじて同日夕方同村四方

津驛前丸通旅館に到り徹宵の後徒歩歸廳さる。

二日、正午に至り餘震尙熄まず、人心恟々として三々五々適所に避難しつゝあり。日將さに春かんとする頃、一天殊に晴れ渡りしが、東天の一角又俄に怪しき曇雲簇り立ち、各避難者は相視て異口同音噴火の妖烟にてもやあらんと殊に驚異を抱けり。時に不圖、不逞朝鮮人來襲の飛報ありて人心再び動搖を醸し、猿橋、上野原署管内各町村にては突嗟の裏にこれが警衛隊を組織し警戒に勉め、殊に甲相國境にありては隣縣津久井郡澤井、佐野川、名倉各村等の在郷軍人、消防組、青年團其他屈強の士と相俟つて、その戒嚴に當れり。該集團は横濱水道に添ひ西下し、既に相州高坐郡大澤村方面にまで達しつゝあり云々等の情報も遂に流言蜚語たりしを悟れり。

三日、夕刻餘震尙頻發、稀に雨をも齎し、天候稍々峻惡化し人心堵に就かざりき。

京濱方面其他よりの避難者は尙小佛嶺の峻を冒し、簇々甲州街道を辿り、郡下上野原町其他沿道各所に止泊を求むる者相踵ぎ、各所の救護班またこれが收容救護に畢生の努を拂へり。

會て天明、文化、安政年間等に各激震ありし、と傳へらるも、方に同年代以上の脅威たりしが如き批判を以て迎へられ、又共に忘れ難き一大慘事たるをも感ぜり。

以下、尙項を分ちて本郡に關する震災の一絮を記し、後の資料に寄す。

【本郡と地震】

本縣調査に依れば、甲府測候所創設以來大正十二年に至る二十九個年間の地震は一個年間平均六十八回余の觀測回数に達し、就中明治四十二年、同四十三年、大正元年及同七年度の如きは強烈にして、殊に同七年六月笹子村南東の山岳地帯を震源とせる一地震の如きは其著しきものなりし、といへるも、家屋の倒潰等の如き被害を見るに至らざりき。且本郡に於ける地質は概して第三紀層に屬し、殊に中央部大原村附近の如きは重に岩石の地盤なるより地震の抵抗力強く、微震を感じるのみを以て常とせり、と傳へられしが這回（大正十二年九月一日）の激震は轉た喪心に値あり、又國境上野原町地方も一般に土地堅固なるも地形上一部沖積的軟弱層の存せるより所々に大なる被害を生ぜり。

【激震當時の情報】

九月一日午後一時三十分、北都留郡役所にては東京方面より左の情報を得たり。

文部省、逓信省、大藏省、内務省、陸軍省、海軍省 全燒。

宮城火災中。

高輪御殿全燒。

日本橋、麴町、京橋、四谷、芝、神田、本郷、深川、木所、淺草 全燒。

横濱、横須賀、千葉、全滅。

地震ガ周期的ニ來ル由。

午後二時ヨリ強震。

目下、山手ニテ觀ルルニ帝國ホテル、華族會館ヨリ建物ハ見ヘヌトノコト。

三日午後零時四十分、復た左の情報に接せり。

一、宮城火災ハ事實ナリ。

但 一部分ニテ鎮火。

一、戒嚴令ハ事實ナリ。

一、暴徒ノ狀況

鮮人ノ一部各所ニ連リテ起リ大ナル建物ニ爆彈ヲ投棄シ或ハ放火シ或ハ劇藥ヲ井戸飲用水等ニ投ジ現ニ淀

橋貯水池ヘ八名ノ鮮人侵入シ劇藥ヲ投ジ二三名逮捕サレタリ。

四日午前九時四十分、猿橋警察署より北都留郡役所に宛てたる回報(縣警察部長
よりの指示)左の如し。

今回ノ震災被害ニ關シテハ通信機關不通ノタメ縣外ノ狀況ニ關シテハ種々ノ情報ハアリタルモ未タ確報ニ接セズ

爲メニ種々ノ訛傳浮説行ハル、ノ結果益々人心ヲ不安ナラシムルノ虞アルニツキ右情報中確實ニ近シト認メラル

、モノ左ノ通ニツキ爲念尙此旨郡長ニモ通知方取計フベシ

右 指示ス

一、宮城飛火ノタメ一部ノ御被害アリタルガ如シ

一、戒嚴令ヲ令セラレタルハ事實ノ如シ

一、震源地ハ伊豆、大嶋海底及三原山ノ三ヶ所

一、東京市ニ於ケル大建築物及官廳ノ多數ハ倒壞シ市内數十箇所火災ヲ起シタルハ事實ナルガ如シ

一、東北大學地震教室ノ發表ニ依レバ今後強震無カルベシ

一、郡内地方神奈川縣方面ヨリ朝鮮人數千名ノ暴動團入り込ミ道志村又ハ谷村町或ハ中野村平野ニ於テ放火強盜

強姦アラユル暴行ヲナシツ、アリタリトノ報本日ニ至リ各方面ヨリ當部ニ達シタルヲ以テ調査スルニ右ハ全然

無根ナルガ如シ 了

【輸送通牒】

救濟救護に關する物品及従事人員運送等に關し、同月五日猿橋警察署より北都留郡役所に宛て左記回送(本縣警察部
長よりの指
示)ありたり。

左記の通り警察部長より指示有之候條御通知申上候

本日内務省より左記の通り通報ありたるを以て相當取計ふべし

一、罹災民ニシテ罹災地ヲ離ル、モノ

一、罹災救護ニ要スル物品ニシテ行政廳又ハ公共團體宛ノモノ又ハ行政廳又ハ公共團體ノ証明スル救護又ハ復舊ニ従事スル人員(吏員、青年團員、在郷軍人等各般ノ人)ノ鐵道輸送ハ無賃ニ行フコトニ決定ス

【豪雨災害】

九月十二日夜よりの豪雨のため、十四日正午笹子驛西方山地這般の地震のため地盤龜裂を生せし箇所崩潰、鐵道約二百間を埋没し同村民戸四戸を流失せり。幸に人畜に被害なかりしも、同村黒野田部落民は危険を慮り避難せり。

同村小學校にては裏山崩解の慮あるより 御眞影を同村石井丑太郎方に奉遷安置し、同村役場にては又書類其他を安全の場所に搬出せり。

同村阿彌陀海國道笹子川に架設の大橋は危険となり交通を止め、又同村追分部落の橋梁ニヶ所流失し國道缺潰ニヶ所延長七十間に及べり。

初狩村下初狩大井堤防約五十間缺潰、田地の一部流失せしため消防組其他全力を注ぎ防備せり。

同村國道笹子川架設の船石橋危険となり交通を止めたるを以て、通行者は辛ふじて鐵道の橋梁を歩行せり。

同村内日向に通ずる橋梁は十四日午後七時、又字藤澤に通ずる橋梁は十三日午前中流失し、曩に明治四十年の洪水に苦みたる村民は避難の準備に競々たるの慘狀を呈せり。

廣里村西小學校は去一日の激震に屋根、壁等の壞損著しく、且其後の強震に際し宿直室及教室の二階墜落せしも、幸

に死傷者を出さざりき。

【町村長招集】

北都留郡にては九月二十二日、郡下町村長を郡役所に招集し震災に關する左記指示、注意並に震災後に於ける町村の事情、救助施行、町村經濟等の各事情を聽取し善後策を講ぜり。

一、震災ニ對スル詔書御沙汰ノ御趣旨及内閣告諭ノ徹底ニ努ムルコト

一、鐵道其他ニ依リ京濱地方ヨリ避難シタル罹災民ノ救助ニ盡力シタル青年團、處女會、消防組及町村有志者等

ニ對シ感謝ノ意ヲ適當ノ機會ニ傳言セラレ度

一、震災後ニ於ケル衛生上ノ注意

尙、會議終了後町村長一同相談の上、被害の激甚なりしと經濟上の大打撃に依り、租稅納付極めて困難の状態にあるを以て勅令に依る震災地に加えられ且被害者に對しては地租徵收猶豫、所得稅、營業稅の減免を其筋に執達方請願の意見一決し竟に請願書(別項)提出の運びに至れり。

【減稅請願】

本郡を勅令の定むる震災地の區域に加えられ、且被害者に對し租稅減免の證議を受くべく郡下各町村長は左記請願をなせり。

山梨縣北都留郡町村長 一同

這回ノ震災本部ノ被リタル災害ハ激甚ニ有之建物ノ倒壞其他毎戸悉ク災害ヲ被リ殊ニ經濟上本部ノ生命タル甲斐絹ニアリテハ京濱方面ノ取引先ヨリ既往取引代金ノ不渡ハ直ニ郡下問屋筋並仲買人ノ仕拂不能トナリ延テ製造業者ノ大ナル不安ト窘窮トヲ惹起シ加フルニ今後取引開始ノ期逆賄難致ヲ以テ何レモ製造ヲ休止致居リ直接被リタル災害ノ善後方法ニ窮シ居ル上ニ經濟上ノ梗塞ヲ受ケ困憊極ニ達シ本月納期ニ係ル所得稅地租並今後賦課セラルベキ國稅全ク納付難致候間事情篤ト御精察ノ上本月十二日勅令第四百十號ニ依ル震災地ノ範圍ニ加ヘラレ且被害者ニ對シ地租ハ徵收ヲ猶豫セラレ營業稅及所得稅ニアリテハ減免相成候様至急其筋へ御執達相仰度郡下町村長ノ決議ニ基キ連署ヲ以テ此段請願致候也

大正十二年九月二十三日

山梨縣北都留郡笹子村長 (外、同連署)

右につき、北都留郡長より知事並東京稅務監督局長宛副申あり、更に都留稅務署長の副申をも受くべく笹子及廣里村長は郡役所課長の同行を受け同署に出向せり。而して知事宛請願書は郵送せるも、尙交通機關復舊せざる以て笹子村長三枝正重、大目村長上條充成、巖村長代理上條修德三氏は惣代として二十四日上京し、東京稅務監督局長に面接

翌二十五日同局長の照介に依り大藏省主稅局長に面會具陳し、尙北都留郡長よりの添書を携え泉大藏事務官に面接し陳情する所ありたり。

【救護狀況】(其一)

九月五日午後一時四十分、本縣地方課より北都留郡役所に左の電話達しぬ。

◇東京地方ノ罹災民ニシテ當地方ニ避難スルモノニ對シテハ、警察官署並町村長ト協力之レガ救助ニ努力セラルベシ

之ニ要スル費用ハ其町村又ハ地方有力者ニ依ラシメラレ度キモ、相當ノ費用ハ縣ヨリ支出アル筈、云々。

同月十四日、笹子驛西方山地崩解の爲め汽車は初狩、初鹿野兩驛間不通となり避難民並一般旅客の多數は初狩、大月、猿橋各驛に下車するの止むなきに至りたるを以て、驛所在地に於てはこれを收容又は救護せり、其概要如左。

初狩驛 下車したる者十四日中鐵道工夫を除き五百二十名。村吏員及青年團消防組多數出動し、旅宿及普通民家に割り當て宿泊せしめ尙二百余名を剩したるを以て止むなく同村小學校の一部に收容假泊せしめ、焚出し救助をなしたり。

村長藤本恒太郎其他村民の大部分は白米其他を寄贈し救助に資したり。

十五日、尙消防組、青年團員出動し下車したる者の中老幼婦女を携えたる者及病者多數を收容し、北都留郡醫

師會員今井金七郎氏之れが救護に努め、衣類に困難なる者は同村處女會と協力之れが救助をなし、且同日も亦多數を宿泊せしめたり。

大月驛 十四日、下車したる者約二千五百名、村長、小學校長、青年團員、處女會員出動救護班を組織し凡千百名を旅舎其他へ割り當て宿泊せしめたり。其中窮困なる避民者三百余名をば劇場佛堂等に收容し、同日夕食より十五日晝食迄三食の給與をなし、尙病者若くは老幼にして出立困難の分は滯留せしめ、郡醫師會員小俣、橋本及星野の三醫師は十四日夜より各宿所を訪問し二十余名に救治を施したり。

猿橋驛 には村吏員、青年團員、消防組員及有志者出動救護に従事し、猿橋市街を隔て居るため、多くは列車内に假泊、然らざるものは附近旅舎及普通民家に宿泊せしめ尙老幼及病者二十九人を同所祖師堂に收容、焚出し救助をなし且醫療を加へたり。

上野原驛 には與瀨驛より徒歩連絡の關係と同驛附近地盤崩解の虞あるとより、列車の不通、避難民及旅客の困難甚しく、消防組、青年團員等亦必死となり救護に力を盡し亦郡吏員出張して注意と督勵に努めたり。

尙、前記の各驛並四方津、鳥澤兩驛等何れも村吏員、青年團員、消防組、在郷軍人分會員、處女會員其他各種團體出動し、警察署員並に鐵道驛員等と協力し専らこれが救助に奔勞せり。

【救護狀況】 (其二)

震災に依り京濱地方の罹災者にして徒歩又は鐵道に依り、九月一日以降避難のため本郡通過者に對する救護概況如左。

笹子村 自九月一日至十二日此十二日間笹子停車場に救護所を設け、消防組、青年團、處女會、軍人分會等より三十余名出動此延人員三百六十人にして、救護に要せし物品白米二石、馬鈴薯七十俵、大麥一斗、砂糖二貫目に達し、これ等物品に對し村内有志よりの寄附募集は村吏員並に前記團體員の盡力による。

初狩村 自九月五日至十二日八日間、初狩停車場及糸爾商會に救護所を設置し、停車場にては食料等の救助をなし、商會にては病者、老幼婦女にして困窮且歩行に差支ふる者を收容せしめ且醫療を加へたり。出動者消防組員二百七十四人、軍人分會員百人、青年團員百余人、救護に要せし物品白米六斗、大麥三斗、砂糖四貫目、馬鈴薯三俵、手拭二反其他にして、村内有志よりの寄附募集は前記團體員の盡力による。

廣里村 自九月六日至十二日七日間、大月停車場に救護所を設置、食料救助並治療及窮困者の休泊等に努む。従事人員青年團延百七十五人、處女會同百四十七人、篤志者同二十七人、賑岡村淺利青年團應援として同十七人。救助に要せし物品白米十三俵、馬鈴薯八俵、玉蜀黍八百本、菓子二百袋、煎豆百袋、提灯五十個、草鞋百足、大麥

二俵、空糶二千本、餅一白にて、村内有志者の寄附は青年團にて取集め且賑岡村淺利青年團よりの寄附ありたり。大原村 自九月七日至十二日六日間、猿橋驛及殿上祖師堂に救護所を開設、食料救助並病者老幼婦女を救護せり。

之に要せし物品白米十五俵、馬鈴薯四俵、藥品拾圓、大麥二斗、空籾千本、従事人員青年團延九十六人、婦人會員延四十三人、消防組延七十二人、小學校女教員延四十二人其他有志十四人。白米十俵は本縣より送付を受け、其他は村内有志よりの寄附たり。

富濱村 自九月一日至十二日十二日間、富濱村役場に救護所を開設、救助をなしたり。

又個人の事業として同村渡瀬源之助氏九月四日より十二日迄の間鳥澤停車場及本人自宅に救護場を設け食料救助並病者等の休泊をなさしめ、且歸國者には旅費等を給與したり。

救護に要せし物品白米十五俵、大麥二斗、副食物として、ラツキヨウ漬四斗鹽一俵、並現金九圓。従事者人員消防組延二百人、軍人分會延百人、小學校教員有志五十人、渡瀬氏家族及使用人延百人。而して白米十五俵、大麥二斗、漬物、鹽、現金九圓等は渡瀬源之助氏の寄贈に係る。

梁川村 自九月二日至六日五日間、梁川村役場に救護所を設置、及同村全昌寺に休泊所を設け通行者四十一人を休泊せしめ尙食料其他救助をなしたり。

従事人員軍人分會延三十人、青年團延三十人、救助要品金額金二十四圓六十錢にして有志者寄附に係る。

巖村 自九月一日至十二日十二日間、同村悉聖寺及四方津停車場に救護所を開設し握飯麥湯等を給與せり。従事者青年團延百五十人、消防組同五十人。救護品は村内有志の寄附。

鳴田村 自九月六日至十一日六日間、上野原停車場に救護所を開設。要品白米五俵、大麥二斗、従事人員軍人分會延七十人、青年團員百四十人。要品は村内有志者の寄贈にして、外に個人として安井啓三氏同停車場前に救護所を設け白米一俵を救助せり。

上野原町 自九月一日至十二日十二日間、同町内に二箇所及上野原停車場に救護所を開設し食料の救助をなし病者及老幼婦女にして窮困せる者七百余人を休泊せしめたり。救助用品白米十俵其他従事人員消防組員延三百人、青年團七十人、救護要品は有志の寄贈にして、同町東部協盟會よりは白米四俵、同村藤卷茂十郎氏は又白米二俵を寄贈せり。

而して、前記救助に用ゐたる白米は握飯とし、麥及砂糖は麥湯として供せり。尙各團體の外其町村吏員、小學校職員並に有志何れも出動し警察係員並に郡吏員等と協力し専ら其救護に努めたり。

【慰問ニ關スル通達】

九月十四日、本縣内務部長より左の通達(各都市(長宛))ありたり。

今次未曾有ノ震害ハ其慘狀非常ニシテ學生生徒及兒童ノ死者亦尠カラザルモノ、如ク生存者ト雖モ其心身ニ對スル衝擊多大ニシテ今後ノ學習上ニモ著シク困難ヲ及ボスベク存候處右罹災者慰問ニ關シテハ既ニ夫々御配慮ノ結果著々適當ナル實行ヲ見ツ、アル所ニ有之候モ其筋ヨリ特ニ申越ノ次第モ候ニ付今後共貴管下學校青年團少年團

及處女會等ヲシテ適當ナル慰問ノ法ヲ講セシメラル、様此上共特ニ御配慮相成度
 追テ慰問ノタメ此際多數上京スルハ見合サレ度由申越サレ候間爲念申添候

【食料救助】

震災のため食料を救助せし者左の如し。(九月十八日、郡調査)

町村	救助人員	日數	白米數量	副食物數量	備考
初狩	四	一五	二、三〇	(除却) 三、〇〇〇 農業	(職業)
廣里	三	二五	二、〇〇	三、七〇	日雇業 商業
賑岡	二	二五	一、七五	二、五〇	無職業
七保	二	二五	一、七五	二、五〇	炭焼業
大原	七	二五	六、〇〇	八、七五	無職業、農業
富濱	三	一五	二、〇〇	三、五〇	工業、農業、按摩業、無職
大目	二	一五	一、二〇	一、八〇	農業、無職業
甲東	三	一五	二、二五	一、七五	農業、工業
梁川	六	一五	七、八〇	三、〇〇	農業、無職業
大鶴	三	一五	二、五〇	三、五〇	農業
島田	六	二五	四、七五	七、五〇	農業

上野原	合計
三	一七一
一五	—
一三、六	一〇九、三
一〇、五〇〇	一、一、一〇〇
商業、農業	

【義捐品寄贈】

大震災救護の目的を以て、郡下公共団体其他団体又は個人等より義捐品を寄贈發送せしもの左の如し。

一、東京市へ寄贈の分

品名	數量	見積價格	着荷先	寄贈者	備考
雜品	六三箱	一、六〇	東京市役所	北都留郡初狩村初狩婦人會	履物、卷紙、楊子、齒ミガキ、衣類等一梱 郡内有志ヨリ蒐集セルモノ
古着	二箱	一九五、〇〇	東京市役所	山梨佛教會北都留支部	
梅干	二箱	五、〇〇	東京市役所	北都留郡大鶴村大鶴村青年團	
味噌	三	七、五	東京市役所	北都留郡大鶴村大鶴村青年團	
白フランネル	三枚	一〇〇、〇〇	東京市役所	北都留郡大鶴村澤松處女會	
襪	三三	一〇〇、〇〇	東京市役所	北都留郡丹波山村民一同	
梅干	三三	八七、〇〇	山梨縣廳	北都留郡丹波山村青年團	
藜草	三三	三、〇〇	山梨縣廳	北都留郡丹波山村青年團	
藜草	三三	三、〇〇	山梨縣廳	北都留郡丹波山村青年團	
藜草	三三	三、〇〇	山梨縣廳	北都留郡丹波山村青年團	

二、横濱市へ寄贈の分

品目	数量	見積価格	着荷先	寄贈者	備考
古着	四三〇 <small>箱</small> 一八〇	三三、〇〇 <small>円</small> 六、〇〇	横濱市役所 横濱市役所	山梨佛教會 北都留郡富濱村島澤處女會	郡内有志ヨリ寄贈セルモノ 村内有志ヨリ寄贈セルモノ

三、東京電燈株式會社へ寄贈の分

品目	数量	見積価格	着荷先	寄贈者	備考
味噌	五 <small>樽</small>	一五、〇〇 <small>円</small>	東京電燈株式會社	北都留郡大鵜村處女會	

【震災ニ關スル調査】(其一)

震災突發以來殊に郡當局、警察係官、其他各町村當路者は東奔西走これが救護に努め、且震災に關する諸種の調査をも營めり、左は本郡に於ける該調査の要項とす。

町種別	震災者クハ震災ニ起因セ ル水害又ハ山崩ノタメ住 居又ハ生活ニ必要ナル家財 ヲ失ヒ生活困難ニ陥リシモノ	震災ニ因リ兩親又ハ保護 者ヲ失ヒ救護ヲ要スルモ 生計困難ニ陥リシモノ	震災ニ因ル經濟上ノ影響 ヲ蒙リタメニ生業ヲ失ヒ 生計困難ニ陥リシモノ	家屋倒壊又ハ 損害甚シキヲ メ改築又ハ修 理ヲ足ルル資 力ナキ戸數	同上ニ要ス ル最小限度 ノ費用
笛子	二五	一九	一	四	一八五〇 <small>円</small>
廣原	二二	三三	一	二	
大濱	九	三六	一	一	
富日	六	一九	一	二	四五〇
大東	七	二三	一	四	七五〇
甲川	一三	二六	一	一	
梁川	二	六六	一	一	
巖鶴	二	九	一	一	
大島	一一	五五	一	四	四〇〇
島田	三	二一	一	三	六〇〇
上野原	七	二三	一	五	四二〇
合計	六七	二八一	一	五〇	一九五
					二〇
					四四七〇

(備考) 大正十二年十月二日調。

【同上】(其二)

一、震災ニ伴フ應急施設費

(大正十二年十月十二日調)

合計	一七四、六六	四〇〇.〇〇	六、四七.〇〇	七五、〇〇.〇〇	一三三、〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一、七〇.〇〇	一、三三、四六六
----	--------	--------	---------	----------	-----------	--------	---------	----------

(備考)

一、縣費補助ヲ申請セントスルモノ、種目別

笹子村 隔離病舎修繕費五百圓ニ對スル六分ノ一

賑岡村 同村淺利ヨリ廣里村大月ニ通スル扇橋架替四千圓ニ對スル二分ノ一

七保村 縣道大原七保線道路修繕費五百圓ニ對スル二分ノ一及同路線架設サナハダト橋修繕三百五十圓ニ對スル二分ノ一

上野原町 縣道上野原丹波山線道路修繕費六百五十圓ニ對シ補助ヲ受ケントスル額四百五十五圓

縣道野田尻上野原線道路修繕費七百四十圓ニ對シ同上五百十八圓

町道上宿黒田線道路修繕費四千五百五十圓ニ對シ同上三千百八十五圓

桐原村 縣道上野原丹波山線架設万年橋修繕費二百六十圓ニ對シ同上百三十圓

二、村稅增徴額(前表、戸ハ戶數附加稅、雜ハ雜種稅附加稅)

笹子村 本稅一圓ニ付五十二錢二厘 納稅義務者一人當一圓八十五錢五厘

廣里村 同上十五錢八厘、 同上八十四錢四厘

賑岡村 同上二圓十一錢九厘 同上四圓六十錢八厘

大原村 本稅增加二百七十五圓、一圓ニ付四十錢

梁川村 本稅一圓ニ付十錢四厘 納稅義務者一人當三十五錢五錢

島田村 同上八錢九厘 同上四十五錢四厘
 上野原町 同上五十五錢九厘 同上二圓八十六錢五厘
 桐原村 同上五錢八厘 同上二十三錢三厘

【同上】其三

本郡に於ける死傷及其他被害左の如し。

町村	死亡者數	負傷者數	流失戶數	全潰戶數	半潰戶數
笹子			四		一
初狩					一
廣里					一
賑岡					七
七保	三				一
大原					一三
大目					一七
富東					三九
甲東					三七
梁川		二			五

合計	丹波山	西原	桐原	上野原	嶋田	大鶴	鷹
四				一			一
一三			四	一			一
五							一
三八				五	二	七	
一五七	一	三	一	三	七	一	九

(備考) 火災無シ

【出稼と歸郷】

震災前後に於ける本郡よりの出稼者動靜左の如し。

一、東京府方面

町村	町村	町村	町村
初狩	笹子	震災前出稼人員	震災後歸郷人員
一一	二二六	二七八	二七八
五八	五六	震災前出稼人員	震災後歸郷人員
三二	一三	五八	五六

以上合計	西原	桐原	富濱	大原	七保	賑保	廣岡
震災前出稼人員	一四		二六四	四〇五	二六三	四一	二九〇
震災後歸郷人員	六		六	八九	四八	一三	一九五
二三九六	丹波山	小菅	上野原	嶋田	大鶴	廣川	梁川
五六五	三	一四	四六一	八七	二六	二九	一四八
		一	八七	一〇	一三	三	二三

二、神奈川縣方面

町村	町村	町村	町村
七保	賑岡	廣里	初狩
五四	一一	一七〇	八
二五	二	一一〇	
震災前出稼人員	震災後歸郷人員	震災前出稼人員	震災後歸郷人員
五八	五	四六	四六
一一	三〇	二六	四
	二	一〇	二

大原	四三	震災前出稼	六六	震災前出稼人員	二二	震災後歸郷人員	三四
嶋田	四四	震災後歸郷	一七一	震災後歸郷人員	一六		
上野原	二八	以上合計					
綱原	一						

三、其他 (静岡、千葉、埼玉方面)

笹子	二七	震災前出稼人員	八	震災前出稼人員	一	震災後歸郷人員	
初狩	九	震災後歸郷人員	六	震災後歸郷人員			
廣里							
賑岡							
七保							
巖保							
大鶴							
嶋田	三						

上野原	二六	震災前出稼	七九	震災前出稼人員		震災後歸郷人員	
以上合計		震災後歸郷	七一	震災後歸郷人員			

(備考) 大正十二年九月十八日現在。

【復舊状況】

十月三十日調査、震災後に於ける本郡の復舊状況 (北郡留郡長より本縣臨時震災救護部宛回報の分) を左に掲ぐ。

一、バラック建設 一箇所 (丹波山村地内)

二、市場復舊 甲斐絹市場九月十一日頃より順次開始シ、現在産出數量ハ震災前ニ比シ季節關係上増加セシモ手形ノ取引稀ニシテ大部分現金取引ナルノミナラズ原料絲高價ノタメ工賃薄ク前途樂觀ヲ許サ、ルノ状態ニ在リ。

三、商店 甲斐絹仲買人ハ九月十一日頃より順次取引ヲ始メ現在休止中ノモノ無シ。

其他ノ商店ハ京濱地方ヨリ移入スル貨物杜絶ノタメ一般商店數異動ナシ。

四、銀行會社 第十銀行殘橋支店ヲ除クノ外各銀行支店トモ九月五日頃マテ休業、以來引續營業中。

概シテ預入少ク引出シ多キ傾向アリ、甲斐絹不況ノタメ金融圓滿ナラズ。

五、工場 甲斐絹工場 二〇 職工數 二二八

撚糸工場 三 職工數 五二
發電所 二 職工數 六〇

全部破損、(壁龜裂、屋根瓦ノ沁リ)ノ被害アリタルモ應急修理セリ。

甲斐絹及撚糸工場ハ送電ナキタメ九月十七日迄、駒橋發電所ハ九月八日迄、八ッ澤發電所ハ九月十四日迄休業。

發電所ノ發電量ハ送電地タル東京ノ需要減少シタルタメ自然減少シ居ルモ需要アレハ震災前ノ發電量ヲ發電シ得ベシ。

六、道路 橋梁、堤防等ハ應急修理或ハ假橋ヲ架設シ交通上支障ナシ、大月橋ヲ架設セハ大体ニ於テ復舊、但シ道路ノ小部分墜落セル箇所等ハ修理復舊ニ至ラサルモノ多シ。

七、鐵道 笹子以西九月二日ヨリ、猿橋以西同日ヨリ、猿橋以東同七日ヨリ開通、電車ハ同十四日ヨリ開通。

八、水道 小部分ノ破損アリタルモ應急修理ヲ了シ通水差支無シ。タンク破損ノタメ通水ヲ停止セルハ猿橋水道ノミニシテ十月二十五日迄通水ヲ停止セリ。

九、電燈 上野原附近ハ九月十日迄、猿橋附近九月十七日迄點燈セス、九月十日ヨリ一戸一燈ヲ限リ點燈シ九月二十二日ヨリ復セリ。

【恩賜金配分】

今回の震災につき、賑恤の御思召を以て 天皇陛下より御内帑金一千万圓御下賜あらせられ、内本縣に對する配分額一萬五千八百二十二圓は縣下罹災者の聖恩に浴し得ることとなり、尙本郡に對しても其筋より配分を受け此恩典に浴せしを以て本部にては各町村罹災者に配分を了し、最も有効なる用途に利用し、自奮自勵以て家運の挽回に努むるの覺悟を持せしめ萬遺漏なきを期したり。

配分額、左の如し。

恩賜金配分

(町村ニ於テ罹災者ニ交付セシ額)

町	村	金額	町	村	金額	町	村	金額
笹子	初狩	五六四	富濱	島田	二〇四	合	計	一一〇八
廣里	廣里	一六	大目	上野原	八八	丹波	山	五
岡里	甲東	六八	大目	上野原	一八八	西原	原	六四
保岡	梁川	八	大目	上野原	一六四	丹波	原	一二
原	大藏	四〇	大目	上野原	二八	丹波	山	四四
	大藏	八八	大目	上野原	九三	丹波	山	九三

【義捐金配分】

震災に依り、大阪朝日新聞社及大阪毎日新聞社合同義捐並に本縣又は秘露在留山梨縣人會、布哇山梨縣人會、英領加奈大在住岩瀬佐中外三名等よりの義捐金配分につき罹災の程度に依り郡下町村に配分せし額左の如し。

町 村	大阪朝日新聞社及大阪毎日新聞社ヨリノ分	本縣ヨリノ分	秘露、布哇在留縣人會、加奈大在住者等ヨリノ分
笹子	四、六六	一三九、八〇	四、六六
初狩	一七、一六	四九、九五	三、三六
廣里	六四、一七	一八七、〇〇	九、九三
七保	一〇、七〇	三三、三〇	一、三〇
大原	四、〇九	一一九、六九	五、九五
富濱	七九、一三	二〇〇、六七	三、六六
大目	一〇六、〇七	三〇九、三三	一八、五三
甲東	一五、三三	四一、四三	三、六六
梁川	一三六、八六	四〇、〇六	二、三三
巖川	三四、八八	七、四八	四、〇〇
大鶴	三九、三三	一四、六八	五、八七
合 計	九七五、〇〇	二八四、一九〇	一三六、九〇

島 田	上 野	桐 原	西 原	小 菅	丹 波	合 計
一九、三三	八二、〇三	五九、〇七	一三〇、一〇	三三、〇三	六五、〇三	九七五、〇〇
二、九六	三三、九三	一三、四七	三七、八一	八、八三	一八、五三	二八四、一九〇
二、九六	三三、九三	九、三三	一、六八			一三六、九〇

【寄贈金配付】

震災の當時、東京より避難の途中本縣内鐵道沿線に於て救護を受けたる長崎市榎津町四十二番地赤瀬英造、同義雄兩氏より金員の寄贈あり、之を當時各驛に出動せる救護團体へ配分方申出でに依り本縣よりの配付に對し、本郡にては左記の如く各關係町村へ配付したり。

町 村	配付金額	町 村	配付金額	町 村	配付金額
笹子	八、四	大原	六、四	島田	五、四
初狩	五	濱原	五	上野原	七

廣里	六	廣里川	四
賑岡	三	賑岡川	五
		合計	五四

【毛布配給】

震災に關し、外國より寄贈せられたる毛布臨時震災救護事務局より本縣に配付あり、本郡への配給に對し各町村の分左の如し。

町村	配付數	町村	配付數	町村	配付數
大原	七	大鶴	一四	大原	一七五
七保	一	丹波山	四		一
賑岡	一	西原	五		三
廣里	一〇	楓原	三六		一〇
初狩	二	上野原	四〇		一一
笹子	五	鳥田	二二		三
合計	二七	合計	一四		一七五

【學用品配給】

罹災小學兒童に對し、文部省より教科書、學校用品等本縣を経て配給ありしを以て本郡にては關係各小學校に對し

適當にこれが配分をなせしが、其庶品内容左の如し。

一、學用品類

書方練習帳、一五六冊。雜記帳、四一五冊。卷紙、五本。中央半紙、四帖。やまと半紙、二二帖。千歲半紙、三帖。墨汁、六〇個。筆、一一〇對。紙、八〇帖。鉛筆、四クロス。筆入、一三個。削ゴム、四〇個。古筆、六三本。外ニ鉛筆、一〇〇打。

二、古本類

尋常小學地理附圖、四五冊。理科書尋六用、四五冊。地理尋六用、四五冊。國史下、四五冊。算術尋六、四五冊。算術尋五、四二冊。同尋四、一八冊。同高一、五冊。圖書尋六、四五冊。圖書尋五、一四冊。算術教師用、三冊。國語讀本、二五冊。(以上)

【用材配給】

震災に付罹災者救済のため公共團體に於て施設する建設物の復舊用材として、御料地造材二千石を宮内省より本縣に下附あり、上野原町にては小學校舎復舊のため其用材を申請せしが、大正十三年四月二十八日北巨摩郡菅原村白須御料地より同町助後加藤職之助に對し左記配給を受けたり。

一、赤松材 八十三石 (本數百四十九本)

(附記) 當初申込ハ五十二名ニシテ其後四十石ノ増給ヲ申込シガ希望團體多キタメ三十一石ノ増給

【感謝狀各種】

(本縣内務部長より本郡に宛て一般傳示方達示ありしもの)

○大正十二年十月二十八日、帝國在郷軍人會東京市内十五區分會聯合會よりの分。

帝都の震災害は洵に戦慄に値すべき慘狀なりしも我同胞の厚き同情と神速なる救援とに依りて先づ甦生し得たる事情を感荷せざるべからず惟ふに帝都の復興は容易の事業にあらざるも幸にして我等の意氣は方々に冲天の概を示すものあり庶幾はこの意氣を以て敢て寄與する所あつて以て我同胞に對して感謝の誠を表し併せて吾人の使命を盡すの一端に資せんことを欲す茲に東京市内十五區分會聯合會は本會の決議に依り一般同胞に對し謹んで深厚なる敬意を表し感謝の微衷を陳ぶ。

○大正十二年十月三十一日、東京市長永田秀次郎よりの分。

拜啓本市今回ノ震災ニ關シテハ一方御同情ヲ辱フシ貴地各方面ヨリ早速御見舞ヲ蒙リ金品ノ寄贈救護團ノ派遣等多大ノ御援助ヲ賜リ候段感謝ノ至ニ不堪候善後事務ニ關シテハ仍御助力ヲ仰グベキコト尠カラザルベク向後共何分宜敷御盡力被成下候様希望ニ不堪候右貴管下一般ニ對シ御傳示方可然御配慮被成下度不取敢御挨拶迄如斯ニ御座候 敬具

○同年十二月二十二日、神奈川縣會議長上郎清助よりの分。

今次ノ大震災ニ付テハ熱誠ナル御同情ト厚キ御救助ヲ賜ハリ魚眉ノ急ヲ救ハシタルハ洵ニ我縣民ノ感激ニ堪エザル所ナリ茲ニ縣會ノ決議ヲ經縣民ヲ代表シ衷心感謝ノ意ヲ表ス

○同年十二月二十八日、横濱市長渡邊勝三郎よりの分。

拜啓 今次本市ノ震災ニ關シテハ特ニ多大ノ御同情ヲ賜ハリ罹災救助トシテ諸物資數々御寄贈ニ預リ候段御厚志洵ニ忝ク感謝ノ至リニ不堪候 茲ニ横濱市會ノ議決ヲ經テ御挨拶可申述如斯御座候 敬具

○大正十三年一月二十五日、神奈川縣知事安河内麻吉よりの分。

拜啓 愈々御清榮奉慶賀候陳者客秋未嘗有ノ震災ニ際シ本縣職員備人ノ罹災者ニ對シ深キ御同情ヲ寄セ見舞金御贈集相成候趣ニテ先般内務省ヨリ金五千四百八十六圓八錢ヲ配付相成誠ニ難有奉存候就テハ罹災者八百十九人ニ對シ被害ノ程度ヲ考慮シ適當ニ夫々配付ナリ候ニツキ爰ニ一同ヲ代表シ御芳情奉謝候御序ノ折何卒關係各官へ宜敷御傳聲被成下度此段御祝旁々御依頼申上候 敬具

【同、各種】

(臨時震災事務局長よりの分)

○大正十三年三月三十一日、臨時震災事務局長池田弘殿より震災調査に従事したる調査員其他關係者(笹子村小林儀作百三十七名及北郡留郡役所神宮司新太郎外十一名)に對せるもの如左。

客年十一月十五日現在ニ依リ實施セル震災調査ニ關シ克ク其趣旨ヲ体シ熱心調査ニ盡瘁セラレ有力ナル資料ヲ得テ善後施設上裨益スル所尠カラズ仍テ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス

(本縣知事よりの分)

○震災に關し、左記團體及個人は特に功勞ありしを認められ、大正十三年八月五日本縣知事より左の如く感謝傳達あり

りたり。

團體及個人

笹子村 笹子村消防組、同青年團、同在郷軍人會、同處女會。

初狩村 初狩村消防組、同青年團、同在郷軍人會。

廣里村 廣里村青年團、同處女會、同在郷軍人會。

大原村 大原村消防組、同青年團、猿橋婦人會、日宗自治青年會、猿橋小學校職員一同、藤崎婦人會。

賑岡村 賑岡村青年團。

富濱村 富濱村消防組、同在郷軍人會、同青年團、烏澤小學校自治會、黒部勇（醫師）、渡瀬源之助（米穀商）。

梁川村 梁川村青年團、同在郷軍人分會。

巖村 巖村在郷軍人分會、同青年團、四方津處女會、澤松處女會。

嶋田村 嶋田村在郷軍人分會、同青年團。

上野原町 上野原町消防組、同青年團。

感謝狀

大正十三年六月六日內閣總理大臣ヨリ各年九月一日關東地方ニ於ケル大震災ニ際シ地方ノ各種團體及篤志者ガ所在同胞相愛

ノ至情ヲ發揮シ救護ニ貢獻セラレ官公ノ施設ト相俟チテ克ク災後ノ措置ヲ愆ラズ今ヤ着々トシテ罹災地方復興ノ促進ヲ見ルニ至リタルハ衷心感謝ニ禁ヘザル旨通知有之候ニ付茲ニ右趣旨及傳達候也

大正十三年八月五日

山梨縣知事 本 間 利 雄

尚、以上の外佐賀縣内務部長羽田格三郎、津久井郡佐野川村長清水孫兵衛、北巨摩郡葦崎町藏前院主、東八代郡石
原村松下鶴吉各氏等より上野原町消防組及同町役場等に寄せたるもの、其他各地より郡下各所への分多數あり。又其
救護事業に對し特殊的功勞者として、富濱村にては渡瀬源之助外二十一名を表彰し石井村長より表彰狀及木杯等を贈
呈せるあり、其他郡下各町村にての感謝的施設また尠からざるを知る。